

新闻热点
じゆーす ことば
 ニュースの言葉

「共同亲权」
きょう どう しん けん
 「共同親権」

日本去年约有 50 万对结婚,而离婚约为 19 万对。如今“离婚”可以说是司空见惯。据说约有一半的离婚案牵涉到未成年子女。有了未成年子女,“亲权”就成了一个问题。

目前日本法律将要对这种“亲权”做出修改。

1. 什么是亲权?

“亲权”是指“为子女的利益进行监护、教育以及管理子女财产的权利和义务”,是“培养和保护未成年子女成为一个身心健全、成熟的社会成员而应有的权利和义务”(来自法务省网站),在婚姻存续期间父母应共同行使“亲权”。



“亲权”是指“为子女的利益进行监护、教育以及管理子女财产的权利和义务”,是“培养和保护未成年子女成为一个身心健全、成熟的社会成员而应有的权利和义务”(来自法务省网站),在婚姻存续期间父母应共同行使“亲权”。

2. 离婚后的“亲权”

日本现行的法律是,离婚后的亲权由父亲或母亲单方拥有的“单方亲权”。离婚时,首先要由夫妻双方协商并决定孩子的亲权归谁。如果夫妻双方无法达成一致,则由家事法庭通过调解或审判来决定亲权的归属。从 2021 年度的离婚后的亲权比例来看,父亲占 11.9%,母亲占 84.5%,由母亲拥有亲权的居多。亲权本身是给予单独一方的,但在离婚时,需要确定无亲权一方的探视权和子女抚养费。但现实中,探视权和子女抚养费未按约定兑现的情况也不少。

日本の昨年の婚姻数は約50万件、これに対して離婚件数は約19万件、今や「離婚」は日常の出来事と言ってよいかもしれない。離婚の中で未成年の子どもがいたケ

ースは約半数だったそうだ。未成年の子どもがいる場合、問題になるのが「親権」だ。この「親権」について今、日本の法律が変わろうとしている。

1. 親権とは

「親権」とは、「子どもの利益のために監護・教育を行なったり子の財産を管理したりする権限であり義務である」「未成年の子を健全な一人前の社会人として育成すべく養育保護する権利義務」(法務省 H P より)であり、婚姻中は父母が共同で「親権」を行使することになっている。

2. 離婚後の「親権」

現在の日本では、離婚後の親権は父母いずれか一人が持つ「単独親権」だ。離婚の際にはまず夫婦間で協議をし、子の親権者を決めることになっている。夫婦間で決められない場合は、家庭裁判所の調停や裁判により親権が決定される。2021年度の離婚後の親権比率は父親が 11.9% に対して母親が 84.5%と、ほぼ母親が持つ場合が多い。親権自体は一人に与えられるが、離婚時には、親権を持たない方の親の面会交流や養育費について定めることとされている。しかし、実際には面会交流の実施状況や養育費の支払いについて、取り決め通り実現されていないケースも多いという。

3. 引入"共同亲权"的背景 (外国的亲权)

近年来, 涉外婚姻也在不断增多, 在与外国配偶离婚时, 围绕子女亲权问题发生纠纷的案例日益凸显。在其他国家"共同亲权"是很常见的, 即离婚后父母双方都拥有孩子的监护权。离了婚的日本人因未经外国前配偶同意就将子女带回日本, 最终酿成国际性问题而被起诉的案例有所增加。



而在 2020 年, 欧盟 (EU) 议会就呼吁日本制定法规 (立法), 要求采取措施禁止将子女带走, 并且允许离婚后选择“共同亲权”。

的确, 综观外国的制度, 离婚后的亲权多数情况下都是“共同亲权”。虽说也有其它国家承认“单方亲权”, 但像日本这样只拥有“单方亲权”的国家只有印度和土耳其。

4. 在"共同亲权"下父母之间的协议

在“共同亲权”的情况下, 在决定有关子女“重要事项”时需要征得父母的同意, 尽管各国的做法有所不同。例如, 子女的居住地、学校及相关的升学就业的选择、危及生命的医疗措施的决定以及宗教信仰的选择等事项。

此外, 如果离婚后的父母再婚并与新配偶收养子女时, 也需要征得拥有共同监护权的亲生父母的同意。据了解再婚的继父或继母很难在重要事情上具有决定权, 难以与子女建立起良好关系。

3. 「共同親権」への背景 (外国の親権)

最近では国際結婚も増え、外国人配偶者と離婚に至った場合、子どもの親権をめぐるトラブルになる事例が目立ってきた。外国では、離婚後も両親二人ともが親権を持つ「共同親権」が一般的である。離婚した日本人が、外国人である元配偶者の承諾なしに子どもを日本に連れ帰ったと、国際問題となって訴えられるケースが増えてきたのだ。そして、2020 年には EU (欧州) 議会が日本に対して、子どもの連れ去りを禁止する処置や、離婚後に「共同親権」も選べる法整備を求めてきた。

確かに外国の制度を見ると、離婚後の親権は「共同親権」となる場合が多いようだ。「単独親権」を認める国は他にもあるが、日本のように「単独親権」のみとなっているのは、インドとトルコだけである。

4. 「共同親権」における父母間の合意

「共同親権」の場合、国によって一様ではないが、子どもに関する「著しく重要な事柄」の決定には父母の合意が必要とされている。例えば子どもの居所や、学校等の進路選択に関する事、命の危険を伴う医療措置の決定、宗教の選択等があげられている。

また、離婚後の父母が再婚して新しい配偶者と養子縁組をする場合も、共同親権を持つ実親の同意が必要となる。したがって再婚した新しい親が重要事項の決定権を持つことが難しくなり、子どもとの関係も作りにくいともいわれている。

5. 迈向"共同亲权"动向与商讨

在朝着"共同亲权"迈进的过程中，政府对其他国家的亲权制度进行了调查研究，最终在 2024 年春季，通过了民法修正案，允许离婚的父母拥有“共同亲权”。该修正案将于 2026 年生效。这一举措也引起了许多疑问和担忧，下面就来介绍其中的几个。

- 如果在离婚背景中存在家庭暴力 (DV) 或虐待行为，那么获得共同亲权的话，这种情况是否会继续或扩大？

如果是由家事法庭决定亲权的话，是否能够确实掌握这些事实，对此抱有疑问和担忧。

- 离婚对孩子来说，可以缓解孩子们的压力和紧张情绪，因为他们不必看到关系恶化后的父母在中的不和。该意见认为，如果离婚后因共同亲权而再次引发冲突，这可能会给孩子带来负面影响。
- 即使父或母一方拒绝"共同亲权"也可以通过家事法庭等调解促成“共同亲权”，这种制度本身是否妥当？法庭究竟基于何种理由做出"共同亲权"的选择，也没有给出任何指导方针，对这一点感到担忧。

在离婚时，若夫妻
双方对亲权的意
见争执不下，家事
法庭会做出裁决，
但家事法庭能在

多大程度上进行仔细调查并做出一个合理的结论呢？本来婚姻关系就已经破裂的两个人，即便是关于孩子的事，在婚姻解除后还能做到相互合作吗？因此有人呼吁至少要在父母双方都同意的情况下才能承认"共同亲权"。



5. 「共同親権」に向けての動きと論議

政府は「共同親権」への動きの中で諸外国の親権制度の調査を行ない、ついに20024年春に離婚後の父母が「共同親権」を持てる民法改正案が成立した。法案は2026年に施行される。この動きの中で多くの疑問や不安の声も上がっている。以下にそのいくつかを紹介しよう。

- 離婚の背景に D V (家庭内暴力) や虐待がある場合、共同親権となった場合にこの状況が継続、拡大してしまわないか？

家庭裁判所が親権を決定する場合、このような事実の把握がしっかりできるのだろうかという疑問や不安の声が上がっている。

- 離婚は子どもにとって、関係が壊れた父母の家庭内での不和を見ないで済み、ストレスや緊張感からの解放となる場合もある。離婚後の共同親権によって、再びこの対立が再燃する場合、子どもにとってマイナスではないか。



- 父母の一方が「共同親権」を拒んでも、家庭裁判所等の仲介で「共同親権」になってしまうという仕組み自体が妥当なのか？ そもそも裁判所はどのような理由で「共同親権」を選ぶのかガイドラインも示されていないことへの不安がある。

離婚の際に夫婦の親権への意見が対立する場合、家庭裁判所が結論を下すことになるが、家庭裁判所がどこまで入念な調査が行え、妥当な結論を出せるのか。そもそも婚姻関係が破綻した者同士がいくら子どものこととはいえ、結婚解消後に協力し合うことはできるのだろうかという疑問。「共同親権」はせめて父母合意の場合にのみ認めてほしいという声もある。

6. 今後の任務

如上所述，许多问题和担忧尚未得到解决，就连政府执政党自民党议员中也有人表示反对“共同亲权”合法化。其理由就是“作为制定法律的一方，感觉像是端出来一份未经烹饪的食物一样”。

此外，家事法庭的作用将变得更为重要，干预的频率也将比以往更加频繁。据一位家事法庭相关人士说，“手头的案件实在是太多了，已经忙得不可开交了”。如果“共同亲权”修正案在 2026 年获得通过，不单是新的离婚案件，还可以追溯以往的亲权提出变更申请。这样的话，就需要制定一个规则，同时还需要建立一个执行规则的系统。

虽然“共同亲权”的理想和希望在于离婚后也能继续保持作为孩子父母的责任和与子女的关系，但现实情况是，无论在离婚的父母亲方面还是在制度方面都仍存在着复杂的问题和挑战该解决的事项。正是因为它是一项支助儿童处于关键成长期的重要制度，因此有必要广泛听取当事人的经验和意见，留出足够的时间让每一个公民都能把它当作自己的问题来思考并展开讨论，最终形成一个令人信服的制度。



6. 今後の課題

以上のように疑問や不安が解消されていない点も多く、政府与党である自民党議員からも「共同親権」の法制化については反対意見が出た。理由は「法律をつくる側としては、調理されていないものを出されるような感じだった」というものだった。

また、今まで以上に家庭裁判所の役割の重要度、介入の頻度は増すだろう。家庭裁判所の関係者によると「既に事件が多すぎて手いっぱい」との声もある。2026 年に「共同親権」改正が成立すれば、新たな離婚だけでなく過去の親権にも遡って変更の申し立てができるという。ルール作りの他にルールを実行する体制作りも求められている。

「共同親権」には離婚後も子の親としての責任や関係を維持し続けるという理想や希望はあるものの、現実問題としては離婚した父母側にも体制にも複雑な問題や課題が残っている。子どもの大切な成長期を支える重要な制度だけに、当事者の経験や意見を幅広く聞き、国民一人一人が自分の問題として考え、論議を重ね納得できるものとする十分な時間を経る必要があるだろう。

(B)